

はじめに

平成 18 年の「障害者の権利に関する条約」の採択以降、各種制度が整備され、特別支援教育は、インクルーシブ教育システムの構築を目指して大きく進展してきました。

令和 3 年 1 月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」が取りまとめられ、特別支援教育の方向性が改めて示されました。また、同月の中央教育審議会答申「『令和の日本型教育』の構築を目指して」では、全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することや全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備の重要性に鑑み、障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据えた連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備が求められています。

さらに、令和 3 年 6 月には、上記有識者会議報告を踏まえ、「教育支援資料」（平成 25 年 10 月）の内容について、障がいのある子どもの就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するよう改訂が行われるとともに、就学に係る一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を就学に関わる全ての人に理解してほしいということから「障害のある子供の教育支援の手引」に名称が変更されました。

新たな手引きでは、障がいのある子どもの「教育的ニーズ」を整理するための考え方や就学先を判断する際に重視すべき事項等の記載の充実が図られ、障がいのある子どもやその保護者、市町教育委員会を始め、多様な関係者が多角的、客観的に参画しながら就学に必要な支援を行う際の基本的な考え方が記載されています。

そこで、県教育委員会では、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」の内容を踏まえ、障がいのある子どもに対する早期からの一貫した支援を一層充実させるため、「障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引（改訂版）」を作成しました。

関係の皆様におかれましては、スムーズに切れ目なく障がいのある子どもへの教育支援がなされるよう本手引を活用していただくとともに、今後とも特別支援教育の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。

令和 5 年 1 月

愛媛県教育委員会

目 次

はじめに

第1章 障がいのある子どもへの教育支援の在り方

1 早期からの一貫した支援の重要性	1
2 就学に係る制度改正等	1
3 障がいの種類・程度と就学先の決定の在り方	3

第2章 就学先決定及び就学先変更のプロセス

1 就学に向けた準備の支援	5
2 就学先の検討と決定	6
3 就学後の学びの場の柔軟な見直し	8
4 就学に関わる相談担当者等の心構えと求められる専門性	9

第3章 就学事務について

1 就学義務	10
2 就学事務に関する手続	11

第4章 就学事務手続の解説

手続1 翌年度の当初から県立特別支援学校に入学	15
手続2 小・中学校から県立特別支援学校への転学	16
手続3 県立特別支援学校から小・中学校への転学	17
手続4 県立特別支援学校間の転学	18
手続5 県立特別支援学校から県外の特別支援学校への就学	20
手続6 県外から本県の特別支援学校への就学	21
手続7 特別支援学校へ区域外就学した者の終了	22
手続8 県立特別支援学校に就学している者の変更	23
各様式	24

第5章 教育支援に関するQ&A

Q & A	43
-------	----

第6章 関係法令等

1 学校教育法施行令	45
2 学校教育法施行令の一部改正について	49
3 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について	51
4 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～	55